

# 再生計画案に関するQ&A

## 第1 議決票の返送に関する基本的事項について

Q 1 裁判所から書類が送られて来たが、どれを返送すればいいのか。

A 1 裁判所から送られて来た書類のうち、『議決票』と大きく記載されたオレンジ色の紙を返送して下さい。

Q 2 返信用封筒は小さいが、議決票を折っても問題ないか。

A 2 議決票は、折っても問題ありません。封筒に入るように折っていただき、封筒に入れて下さい。

Q 3 返信用封筒に入れて投函するのではなく、ゴルフ場に行ったとき、お渡しすることは可能か。

A 3 可能です。ゴルフ場のフロントにお渡し頂くことでも結構です。

Q 4 弁済してくれなくてもいいので、投票しなくてもいいか。

A 4 必ず議決票の賛成に○をつけて投票して下さい。

Q 5 もし賛成票を送付しないと、どのような事態になるのか。

A 5 再生計画案が可決されるためには、①投票した人の議決権者の頭数の過半数の同意、及び②投票していない人を含む議決権者の議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意が必要です。このどちらか1つでも欠けると再生計画案は否決され、破産手続に移行することとなります。特に、②につきましては、賛成票をもらえないということがすなわち反対票と同じこととなります。したがって、議決票が送られた方は、必ず賛成に○をつけて投票して下さい。

Q 6 もし可決要件を満たさなかった場合、どのようなことになるのか。

A 6 民事再生手続は廃止となり、破産手続に移行します。

Q 7 破産手続に移行した場合、会員の権利はどのようなになるか。

A 7 破産管財人にもよりますが、ゴルフ場の事業継続ができない、ゴルフ場の事業継続ができたとしても、会員の皆様の優先的利用権がなくなる等の「可能性」があります。

Q 8 破産手続に移行した場合の配当はどうなるか。

A 8 再生計画案の弁済率は、破産配当率を上回っていますので、破産手続に移行すると破産手続での配当額は、再生計画案の弁済額よりも低くなります。

## 第2 退会する、しないの選択について

Q 1 退会するか、継続するかを選択は、いつするのか。

A 1 再生計画認可決定後、直ちに、退会するか継続するかについてお尋ねする書面をお送りいたします。皆様のお手元には、9月末日までには届く予定です。

Q 2 いつまでに退会するか、継続するかを決めなければならないか。

A 2 再生計画の認可が決定されると、およそ4週間後に認可決定が確定されます。その日の翌日から2か月後が回答の期限になります。

Q 3 期限までに退会するか、継続するか選択の意思表示をしなかったら、どうなるのか。

A 3 期限までに回答がなかった場合には、継続会員扱いとさせていただきます。

Q 4 再生計画認可決定の確定日はいつわかるか。

A 4 再生計画認可決定が確定次第、確定日については別途ご連絡いたします。また、ホームページでもお知らせいたします。

Q 5 退会したいとの回答が、期限を1日でも過ぎたら退会は認められないか。

A 5 申し訳ありませんが、1日でも過ぎたら継続会員扱いとさせていただきます。したがって、回答は、お早めに提出してください。

Q 6 継続を選択した場合、未納の年会費を支払わなければならないのか。

A 6 未納の年会費につきましては、お支払い頂きますようお願いいたします。

Q 7 継続を選択した場合、預託金の償還期限を10年間据え置くとのことだが、10年間は太田双葉カントリークラブの会員をやめられないということか。

A 7 継続を選択した場合でも、10年間、太田双葉カントリークラブを退会することができないというわけではありません。継続を選択した場合でも、その後、退会することは、いつでもできます。ただし、途中で退会されても、預託金をお返しするのは、再生計画認可決定の確定日の翌日から10年が経過するまでお待ち頂くことになります。

Q 8 既に退会の申込みをした会員も、選択をする必要があるのか。

A 8 既に退会の申込みをした会員には、再生計画認可決定後、直ちに、そのまま退会をするのか、あるいは会員への復帰を希望するのかについてお尋ねする書面をお送りいたします。

Q 9 既に退会の申込みをした会員が、期限までに会員に復帰するとの希望を書面により意思表示しない場合には、どうなるのか。

A 9 既に退会の申込みをした会員が期限までに会員に復帰したいとの希望をされない場合には、そのまま退会となります。

Q 10 既に退会の申込みをした会員が、会員に復帰する場合には、どのような条件があるか。

A 10 未納の年会費がある場合には、平成22年度と平成23年度の年会費を納めて頂く必要があります。

Q 1 1 一部預託金を償還している会員も、会員に復帰できるのか。

A 1 1 既に一部預託金をお返しさせていただいた会員につきましては、復帰を認めません。

### 第3 弁済について

Q 1 退会した場合預託金は、いつ返還して貰えるのか。

A 1 再生計画認可決定が確定した日の翌日から5か月以内にお振り込みいたします。

Q 2 どの口座に振り込んでくれるのか。

A 2 退会するとの意思表示をされた方には、後日、振込先の指定をしていただきます。

Q 3 未納の年会費があるが、退会する場合、どうなるか。

A 3 退会される方には、預託金の額面金額の3%をお返し、97%を免除して頂くことになっておりますが、退会される方にお返しする預託金の額面金額の3%の金額と未納の年会費を相殺することになります。

Q 4 預託金の額面と未納の年会費を相殺し、その残額の3%を弁済すべきではないか。

A 4 申し訳ありませんが、既に再生計画案で、先に減額し、その後、相殺することとしておりますので、これについては変更することはできません。

Q 5 減額後の預託金債権と未納の年会費を相殺した結果、未納の年会費が残った場合、残った未納の年会費は支払わなければならないか。

A 5 お支払い頂きますようお願いいたします。

Q 5 弁済率は少なすぎないか。もっと再生債権者に対し、弁済すべきではないか。

A 5 申し訳ありませんが、再生計画案に提示させて頂きました弁済率・弁済額が皆様にお返しできる精一杯の金額です。

Q 6 こんな低い金額しか返して貰えないのなら、破産した方がましではないか。

A 6 民事再生法では、破産した場合よりも多く配当することになっており、今回も、当然ですが、破産する場合よりも多く弁済することとなっています。破産した場合には、破産管財人の報酬等、破産手続に別途費用がかかりますので、皆様への配当はほとんどないと思われま。したがいまして、皆様には、是非、再生計画案に賛成して頂きたくお願い申し上げます。

Q 7 ゴルフ会員権業者から会員権を購入したので、購入価格で債権届出をしたが、預託金額しか認められていないのは、何故か。

A 7 法律上は、当社が会員の皆様に負っている債務は、預託金債権の額面の金額であり、会員の皆様が会員権を購入した金額ではありませんので、預託金の額面を超える部分につきましては、債権として認めない、とさせて頂きました。

Q 8 届出債権額について、間違っって低い金額で届け出たが、この場合、間違っって届出

をした金額の3%しか弁済して貰えないのか。

A 8 当社が把握している債権金額と届出債権金額との差額は、自認債権として計上しており、その分については別途計上しているため、会員の方に送っている金額には自認債権として計上した分が含まれていないものと思われます。お問い合わせ頂ければ、自認債権に計上した金額についても回答させていただきます。

Q 9 退会する会員と継続する会員で、弁済率が異なるのはおかしいのではないかと

A 9 継続を選択した会員は、少なくとも10年間は弁済を受けることができません。そのため、退会される方と継続される方との弁済率に差を設けました。ゴルフ場の再生案件では、通常、継続会員と退会会員との間に弁済率を設けることが通常行われており、当社もそれを踏襲したものです。

#### 第4 会員権の名義書換

Q 1 会員権の名義書換は、いつからできるのか。

A 1 再生計画認可決定が確定した日の翌日からできます。また、再生計画認可決定が確定した日につきましては、別途連絡しますし、ホームページ上でも報告します。

Q 2 会員権の額面が96%カットになるのであれば、預託金証書は再発行するのか。

A 2 預託金証書の再発行はいたしません。

#### 第5 スポンサーについて

Q 1 株式会社KTCリゾートとは、どのような会社か。

A 1 神奈川県横浜市戸塚区にある不動産関連会社です。

Q 2 現経営陣は辞めるのか。

A 2 現経営陣もスポンサーの下での経営陣に残る予定です。

Q 3 スポンサーの選定過程は、どうなっているのか。

A 3 申し訳ありませんが、秘密保持義務がありますので、お答えできません。

#### 第6 その他

Q 1 再生計画案に、「クラブハウス等の改装による魅力的なゴルフ場施設を提供し」とあるが、具体的には、どのような改装が予定されているのか。

A 1 クラブハウスの改装をどのように行うかといった具体的な内容については、現在、スポンサーと協議中です。

Q 2 再生計画案に、「経費削減を図る」とあるが、リストラを行う予定はあるのか。

A2 従前から人員削減を進めていたこともあり、現状は最少の人数で行っておりますので、現時点では更なるリストラの予定はありません。ただし、他の経費について、削減をするよう努力いたします。